

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	西川賢君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2007
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.80, No.4 (2007. 4) ,p.183- 193
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20070428-0183

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

西川賢君学位請求論文審査報告

一 はじめに

このたび西川賢君が提出した博士学位請求論文である「ニューディール期アメリカにおける民主党組織の変容―ペンシルヴェニア州を中心とする政党政治の実証分析―」は、一九三〇年代、いわゆるニューディール期のアメリカ合衆国における民主党に生じた組織的変容を、ペンシルヴェニア州を中心として、一次資料に依拠しつつ実証的に解明し、それが有する歴史的意義を明らかにしようとしたものである。

本論文は以下に示すように、序章、本編第六章、結論、そして参考文献から構成されている。本編の第一章から第五章にかけては、いずれも西川君が『アメリカ研究』や『法学政治学論究』に発表した論文に依拠するものである。今回、西川君はそれらに大幅な加筆修正を施し、全体を三万六〇〇〇字（原稿用紙換算で約九〇〇枚）に上る大きな論文へとまとめ上げた。といっても、本論文は決して論文

集ではなく、全体として首尾一貫した問題意識、構想、および分析枠組みに依拠して執筆された、あくまで単一の論文である。

二 本論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

序章 課題と視角

一 問題設定と先行研究の検討

(一) 問題設定

(二) 政党マシーンに関する定義と考察

(三) 研究対象の同定、及び研究方法・史料に関する補足

(1) 方法論について

(2) 対象の同定について

(3) 史料について

二 各章の概要

第一章 ペンシルヴェニア州における政党マシーン支配体制

とその動揺、一九二二―一九三二年

一 はじめに

二 政党マシーン支配の原型と発展

(一) マシンの誕生からリング支配へ

(二) 五時会の誕生

三 革新主義の到来

- (一) 一九一二年選挙時のペンシルヴェニア州内の各連邦下院選挙区の様子
- (二) 数量データによる考察

四 禁酒をめぐる混乱

- (一) 禁酒の争点化
- (二) 一九二六年連邦上院議員選挙におけるスキヤンダルの恐慌とニューデイル

六 結論

- 第二章 共和党一党支配体制の崩壊とペンシルヴェニア民主党の躍進、一九三二—一九三四年

一 はじめに

- 二 一九三二年のペンシルヴェニア州の政治状況と民主党
- (一) 一九三二年までの民主党
- (二) 一九三二年の民主党予備選挙

- 三 ペンシルヴェニア民主党の躍進と「五時會」支配の終焉

- (一) ローズヴェルト政権とパトロネージ配分
- (二) ペンシルヴェニア民主党のパトロネージ
- (三) 一九三四年選挙と五時會の崩壊

四 結論

- 第三章 失業救済事業と利益誘導政治の位相転換、一九三六—一九三八年

一 はじめに

- 二 政党マシーンによる集票地盤形成の実態

- (一) 「政党マシーン」の構成層
- (二) 選挙活動と「政党マシーン」
- (三) 利益誘導の実相

三 パトロネージの衰退と失業救済事業

- (一) メリット・システムの進展とパトロネージの限界
- (二) 失業救済事業と利益誘導

四 失業救済事業による集票機能の代替

- (一) 一九三六年と失業救済による集票の実際
- (二) ポスト・マシンの集票の実相

五 結論

- 第四章 ニューデイル期のペンシルヴェニア州における第三政党運動の蹉跌—失業者党とペンシルヴェニア社会保障連盟を例に

一 はじめに

二 失業者党の結成

- (一) 大恐慌の到来と失業者行進運動
- (二) 失業者行進から失業者党へ
- (三) 失業者党から P S L へ

三 失業者党から P S L へ

- (一) L S J と P S L へ
- (二) 第三政党に向けて

四 運動の退潮

- (一) 資金不足と内部分裂
- (二) ローズヴェルト政権による取り込み

五 結論

第五章 ニューディール期における民主党の組織的变化に関する一考察―労働無党派連盟と政党マシーンとの関連を手がかりに

一 はじめに

二 LNPPLの組織的特徴

三 LNPPLによる有権者の組織化

四 「政党マシーン」とLNPPL

五 結論

第六章 比較検討作業

一 はじめに

二 雇用促進局の集票利用に関する考察

三 第三政党とLNPPLに関する検討

四 政党マシーンの選挙での集票・利益誘導機能の低下に

関して

(一) 分析の背景

(二) 一九三八年選挙の背景

(三) ケンタッキーの事例

(四) メリーランドの事例

(五) 小括

五 結論

結論

一 本論文における発見の総括と補足

(一) 発見の統括

(二) 共和党に関する補足

二 結論と展望

(一) 結論

(二) 展望と課題

参考文献

三 本論文と概要

以下において各章の要旨を述べていきたい。

まず、序論においては、先行研究の検討作業とそれに基づく問題設定、研究対象の限定、及び研究手法・史料に関する補足が行われる。

本論文における問題設定は以下のようなものである。これまで、ニューディール期は政党政治の分野において一大画期であると捉えられてきた。しかし、従来の研究では、ニューディール期に民主党は多数党とする新たな政党支持の構造的パターンが確立されたこと（「政党再編」）は強調されていたものの、「政党形態」、すなわち集票活動の現場における政党組織に生じていた支持調達構造とその重要

性・意義に関しては正面からの考察が加えられてこなかった。しかし、ニューディール期の民主党は「政党再編」のような短期的・劇的な変化のみではなく、少なくとも部分的には地方レベルで生じていた、より長期的変容によっても漸次的にその性格を変容させていたと考えられる。結論を先取りしていえば、ニューディール期は政党支持パターンの一大転機であるのみならず、政党形態の側面から見た場合においてもアメリカ政党史における一大画期であった。

ニューディール期のローカル・レベルの政党組織とその変容に関する既存の研究に目を向けると、そこでは個別の「政党マシーン」とその変容に関するモノグラフが多数を占めてきた。しかし、それらの研究においては、ニューディール期の地方レベルにおける政党組織に生じた変容が全国レベルでの民主党の変容とどのような関連を有していたか、という視点からの考察が行われてきていない。

このような問題関心に基づき、本論文ではペンシルヴェニア州を中心に、州およびそれより下位レベルの政党組織に生じた変容を全国レベルにおける民主党の性格の変化と結びつけつつ考察する。

以下においては、本論文全体の章構成とそのおおまかな

内容を概観しておきたい。

第一章と第二章においては、南北戦争後からニューディール初期に至るまでのペンシルヴェニア州に焦点が当てられる。そこでの目的は、「政党マシーン」とパトロネージを中心とする伝統的な政治パターンを描き出すことにある。

第一章では南北戦争後のペンシルヴェニア州（一八六〇年代から一八七〇年代）に確立した共和党一党優位支配体制とそれを維持するメカニズムが解明され、併せてそれが動揺（一九一〇年代から一九三〇年代）へと至る過程が叙述されている。ここでの主眼は伝統的な政治的主体としての「政党マシーン」を中心とする政治支配体制の実態解明と、その衰退に至るプロセスを浮かび上がらせることにある。ペンシルヴェニア州においては、南北戦争後に一人のボスが州政全体を掌握するような共和党一党政治支配体制が発展した。南北戦争後の同州には州内の有力な「リング」を相互に接合し系列化する、いわば「サミット」としての役割を果たす機関として「五時會」(Five O'Clock Club) という非公式の組織が設置されており、これが州各地に分節化したマシンの統制やボスのリーダーシップの圧倒的優位を達成し、同州における七〇年近くにわたる共和党一党支配体制を支えた。

しかし、以上のようなメカニズムに基づく共和党の一角優位支配体制は一九一〇年代から一九三〇年代にかけて、その存亡に関わるほどの大きな変化を迎えていった。そのような支配体制の動揺は一九一〇年代に革新主義がペンシルヴェニア州に波及したあたりから顕在化し始め、禁酒問題をさらなる起動力とし、最終的には恐慌の到来とそれに即応しようとしたニューディール期においてその頂点へと達していく。

続く第二章において、ニューディール初期（一九三二年から一九三四年まで）のペンシルヴェニア州における民主党の躍進と共和党一党支配体制の崩壊を分析している。ニューディール初期の同州においては、民主党がそれまでの万年野党の地位を脱し、党勢を拡大することに成功した。本章においては一九三二年から一九三四年までの各選挙において民主党が勢力を伸張するに至った過程が論証されている。そのような民主党の勢力伸張はパトロネージを利用した集票や利益誘導、すなわち伝統的な利益誘導政治をテコにするものであった。このような利益誘導政治を基軸とする手法は、それまでの共和党一党支配時代のそれとさほど変わるところはなかった。しかし、民主党がそのような

利益誘導政治をテコとして党勢拡大に成功したことにより、南北戦争以来継続されてきた共和党一党支配体制が一九三四年をもって完全に崩壊したこともまた事実である。

また、以上のような変化と同時に、いずれの政党にせよ、「政党マシーン」が州政治を独占的に支配しようとする状況は失われていた。ニューディール期のペンシルヴェニア州においては民主党が多数化するとともに、利益誘導政治のあり方の大きな変容も生じていたのである。

その引き金となったのはローズヴェルト政権による失業救済政策の政治的利用であり、それ以降、集票や利益誘導をめぐる政治は大きくその内実を変化させていった。すなわち、失業救済事業によって「政党マシーン」から集票機能が奪われるとともに、そのような機能が徐々に政党組織外に移転されていく端緒が形成されていったのである。

第三章においては、ニューディール期の失業救済事業をめぐって行われた利益誘導の実態が明らかになるとされ、そしてそれが政党組織による集票機能にどのような影響を及ぼしたかが分析されている。これら「政党マシーン」とパトロネージを中心とする伝統的な利益誘導政治から新たな利益誘導政治への変化の論証でもある。第一に、ニュー

ディール期にパトロネージが衰退に向かっており、政党組織がパトロネージに依存できなくなりつつある状況が現出された事実が、郵便局長のパトロネージを例証しつつ指摘される。第二に、パトロネージを代替する政治資源として失業救済がローズヴェルト政権によって選挙での集票・利益誘導に利用されることになった経緯が明らかにされ、あわせてその実例が示されている。第三に、失業救済事業を活用した集票が少なくとも部分的にはローズヴェルト支持連合が作り出される一要因となった事実が指摘されるとともに、それがそれまでのような「政党マシーン」の集票機能を奪取したことも指摘されている。さらに、「政党マシーン」弱体化後の集票・利益誘導に関していえば、失業救済事業はペンシルヴェニア州各地でかつての「政党マシーン」にかわって集票・利益誘導の窓口として機能するようになっていたことも明らかにされる。

第四章において、「失業者党」(Jobless Party) とその後継に位置付けられる「ペンシルヴェニア社会保障連盟」(Pennsylvania Security League; PSL) を対象に、それらによる失業者の政治的組織化と、第三政党運動の結党から消滅に至るまでの過程の跡づけが行われる。これは、ロ

ーズヴェルト政権が当時第三政党という形で顕在化しつつあった脅威をどのように認識し、そしてどのようにそれに対処しようとしていたかという点を明らかにする作業である。本章での知見を一言でいえば、失業者党や PSL は組織が機能するのに必要不可欠な資源を獲得することに失敗したがゆえに消滅したことである。そのような政党組織を維持存続するに欠かせない資源は、第三章で指摘したように、パトロネージの衰退と失業救済事業の創設に伴って連邦政府が独占するようになりつつあった。そして、ローズヴェルト政権は失業救済事業の有する物質的政治資源としての側面にかかなりの程度自覚的であり、それゆえに失業救済事業を意図的・戦略的に利用し、第三政党を政権支持に誘導することを通じて、ニューディール体制の安定化を達成していくことができたのである。

しかし、ペンシルヴェニア州において、「政党マシーン」の集票機能が弱体化し、そこからこぼれ落ちる有権者を拾い上げる役割を果たさず第三政党も支持者をつなぎとめる機能を果たしていなかったとすると、そのような有権者は一体どこへいつてしまったのであろうか。あわせて留意するべきことは、失業救済事業は一九三〇年代末に制度的改変を遂げ、第三章で指摘したような集票機能を一九三

○年代には失いつつあったという事実であろう。

以上の疑問に対し、第五章ではニューデイル期のペンシルヴェニア州においては、「政党マシーン」や第三政党にかわって新たな政治的主体が台頭し、それが有権者を結合する機能を代替していったという見解が提示されている。

そのような関心から、第五章では未熟練工の労働組合に焦点が当てられる。一九三六年に産業別組合委員会（CIO）が、「労働無党派連盟」（Labor's Non-Partisan League: LNPL）という組織を結成した時点から、民主党と労働組合との関係が決定的な変容を迎えていった。ここではLNPLが単なる労働組合の政治部としての役割をはるかに超え、草の根レベルにおけるニューデイル連合全体を組織化する包括的な集票装置へと変貌を遂げつつあった事実と言及がなされ、アフリカ系有権者を例にとりつつ、そのような組織化の実態解明が試みられている。

このように、「政党マシーン」はニューデイル期に決定的に弱体化し、LNPLが「政党マシーン」や第三政党にかわって有権者を糾合し、彼らを民主党へとつなぎとめるクサビ的役割を果たすようになったと考えられる。以上のことは、同時期の民主党組織に生じた際だって特徴的な

変容である。なぜなら、このようにLNPLが「政党マシーン」や第三政党が「党活動家」として果たした機能を奪取し、民主党との関係を強化してゆく過程において民主党は変化を遂げ、同党は少なくとも北部において「低所得者・持たざるものの党」としての性格を強固なものとしていったからである。

かくして、本論文では、ニューデイル期のペンシルヴェニア州において「政党マシーン」やパトロネージを中心とする伝統的な政治支配の様式が衰退し、それらが果たしてきた機能はLNPLという新たな政治的主体に代替されたと結論づけられる。

第六章においては、ペンシルヴェニア州を中心とする第五章までの検討作業によって得られた知見が、どの程度まで他地域にも当てはまるかを確認する比較検討作業が試みられている。そこでは、

(1) 雇用促進局がペンシルヴェニア州のみではなく、アメリカの大多数の州において集票や利益誘導に利用されてきた事実、

(2) ニューデイル期におけるローカル・レベルでの失業者政党や労働政党の結党とその消滅という現象は、

ペンシルヴェニア州に限らず、ニューイングランドから五大湖にかけての地域で広範に生じていた現象であったこと、

- (3) 「政党マシーン」の衰退に関する他州の事例の検討作業を通じて、必ずしも失業救済事業はペンシルヴェニアの事例のように、「政党マシーン」を弱体化へと導いたわけではなく、結果的にニューデイル以降も「政党マシーン」での集票力・利益機能が衰退せず、むしろそれが強化、ないしは存続した地域も存在した事実、

が確認されている。

最終章においては本論文で得た発見が総括されるとともに、共和党に関する若干の補足とニューデイル終了後の時期に関する展望が述べられた上で、結論が提示される。

本論文では、一九一〇年代からニューデイル期にかけてのペンシルヴェニア州において「政党マシーン」が政治的支配を達成するための手段としての支配的地位を失っていった事実を明らかにし、また一九三〇年代半ばには利益誘導政治の位相転換を契機として「政党マシーン」・第三政党が衰退するとともに、「政党マシーン」が有してきた

機能がLNP Lによって代替されていった事実を新たに発見することに成功した。そのような発見をもって、これをニューデイル期に固有の「政党形態の変化」であるとするのが、本論文の結論である。

四 本論文の評価

本論文には多くの点できわめて高い評価を与えることができる。

第一に、その高い実証性である。末公刊の個人文書を含む一〇〇種類以上の膨大な量の史料を渉猟したその努力と調査の周到さには敬意の念を禁じえない。アメリカにおいて提出されるアメリカ史の博士論文であっても、必ずしも本論文ほどの実証性は持ち合わせていないであろう。まずこの点が高く評価されるべきである。

第二に、従来のニューデイル期の研究が政策面、あるいは主要な人物の伝記的研究に集中していたのに対し、本論文は、政党がまさに集票活動の現場において、いかなる活動を展開していたかを解明した点で、きわめて画期的である。わが国にこれに匹敵する研究が存在しないことは確実である。アメリカにおいても優れた研究は非常に少ない。それは、公文書が多数確実に残されている政策過程と異なる

り、政党が地方で展開する選挙活動、とりわけ集票活動に
関しては、しばしば史料は散逸し、あるいは消滅している
からである。また、集票活動に従事する政党の活動家も、
必ずしも著名な公職者であるとは限らない。史料の保存状
態が悪いことはいうまでもなく、人物像そのものについて
も詳細な研究が困難であることが多い。

本論文がこのような障壁を乗り越え、いわば権力過程と
もいえる、政策過程とは異なる部分のニューデイルの政
治過程に光を当てたことは高く評価されるべきであろう。
ニューデイル期の民主党多数体制は、政党が利用できる
パトネージがかなり失われつつあったなか、単にその政
策に対する支持だけでなく、当該政策を利用した選挙現場
での集票活動にも依存していたのであった。とくに失業救
済事業がマシーンから集票機能を奪い取った経緯を実証し
た第三章の議論は、本論文のもっとも優れた部分である。
本論文は、このようにきわめて重要にして、しかし困難な
テーマに正面から挑戦し、多くの成功を取めた点でも高く
評価できる。

第三に、実際に本論文では、興味深い事実が少なからず
発掘されている。ペンシルヴェニア州に一九世紀後半に存
在した「五時会」の存在、民主党組織が行った失業救済事

業対象者に対する投票依頼、ペンシルヴェニア州における
一九三〇年代後半における民主党と第三政党との対抗関係
など、これまでほとんど知られていなかった史的事実が詳
細に叙述されている。この点も高く評価されるべきであら
う。

第四に、ニューデイル期の失業対策事業が果たした政
治的役割を実証的に解明しただけでなく、本論文が、そ
の後、すなわち失業対策事業が大幅に縮小された時期につ
いても、民主党の支持基盤のあり方に関して論証を進めて
いることは特筆すべきことであるといえよう。それによつ
て、大恐慌という特殊な状況が消え去った後の、いわば平
常時において、民主党が何を支持基盤としたのが明らか
にされている。それは、まさにニューデイルの政策によ
つて台頭した未熟練労働者の組合組織であった。これによ
つて、民主党はこの時期に、未熟練労働者を重要な支持基
盤とする政党に変化した。これが、第二次世界大戦後の民
主党の姿とそのまま繋がっていくことはいうまでもない。
第五に、本論文は基本的にはペンシルヴェニア州に関す
る事例研究であるが、著者は同州で起きたことは孤立した
例ではなく、ニューイングランド地域から五大湖周辺地域
の州において、一定程度共通して観察された現象であるこ

とを、多数の二次的文献、あるいは選挙結果の分析などにより、示している。これによって本論文は、もとより南部諸州は例外であるものの、ニューディール期のアメリカの多くの州における民主党の変容を論ずることに成功している。

最後に、本論文はいわゆる「政党マシーン」衰退論争において、ペンシルヴェニア州を例にとりながら、パトロネージの喪失やニューディールの失業救済事業の誕生によってマシーンが衰退したと論じてきた従来の学説を歴史的材料によって確認しつつ、より長期的には、それがさらに未熟練労働者の組合によって取って代わられたことを示すことによって、独自の知見を提供した。ここにおける貢献は非常に大きいものがある。

むしろ、本論文にも改善の余地がないわけではない。表現がときには生硬過ぎる点はその一つであろう。また、大量の史料を渉猟しながら、本文での紹介が限定的であるため、歴史上の微妙なひだや機微が伝わりにくくなっている感も否めない。一次資料と二次資料のより有機的な組み合わせも今後の課題であろう。

より根本的には、有権者の投票行動がどの程度、マシーンによる上からの締め付け、失業救済事業担当当局からの

呼びかけ、労働組合からの働きかけ、あるいは有権者自身の政党に対する評価や心理的愛着感などに依存するののかについて、より立ち入った考察が必要であるように思われる。むしろ、この点は資料的に大きな限界が存在するため、前提として理論的な検討を加えることができる程度であろう。それにしても、政党組織、およびそれによる動員と集票活動を考察する際に、とりわけニューディール期のように、有権者の政党支持と忠誠心が激変した時代について分析する際に、そのような手続きがあればさらに洗練された議論を展開することが可能になったであろうと推測される。

ただし、これらのいわば「ないものねだり」も、本格的な政治史研究としての本論文の価値をいささかも損なうものではない。

五 結 論

ペンシルヴェニア州民主党の支持調達構造の変容を、ニューディール期を中心にして、膨大な資料調査に依拠して論じきった上で、多くの独創的な知見を提供した本論文に対して、審査員一同は高い評価を与えることで一致した。

審査員一同はここに、西川賢君の学位請求論文が博士學位（法学、慶應義塾大学）を授与するに値する学識を十分

に示した内容であるとの結論に到達したことを報告する。

二〇〇七年一月九日

松元雅和君学位請求論文審査報告

主査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員法学博士 国分 良成

副査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員 Ph.D. 増山 幹高

副査 東京大学大学院法学政治学
研究科教授慶應義塾大学法
学部客員教授法学博士 久保 文明

松元雅和君より提出された学位請求論文「リベラルな多文化主義——その可能性と方法をめぐる政治理論的考察」の構成は以下の通りである。

序章

第一部 リベラリズム・多文化主義論争とは何か

第1章 問題の所在——リベラリズムと多文化主義の論争

第2章 リベラリズムは「集団を顧慮しない」か——平等保護と集団的処遇の一解釈

第3章 国家中立性と文化保護——多文化主義のリベラルな正当化は可能か

第一部のまとめ

第二部 多文化主義のリベラルな正当化

第4章 自律と文化——キムリッカ多文化主義論の批判的検討

第5章 公正としての多文化主義——パレクとバリーの